

笠間市耐震改修促進計画

平成30年2月

笠 間 市

目次

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景..... 1
2. 国の基本方針と県計画..... 4
3. 計画の位置づけ..... 5
4. 対象建築物..... 6
5. 計画期間..... 9

第2章 建築物の耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模・被害..... 10
2. 耐震化の現状..... 13
3. 耐震化の目標..... 15
4. 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状と目標..... 17

第3章 建築物の耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震改修促進の基本的な取組方針..... 18
2. 具体的な施策..... 19
3. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物耐震化..... 24

第4章 耐震化を促進するための指導等

1. 耐震改修促進法による指導等..... 25
2. 建築基準法による勧告又は命令等..... 26

参考資料

1. 笠間市緊急輸送道路一覧
2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）
3. 建築基準法（抜粋）
4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）
5. 茨城県耐震改修促進計画 概要版（平成28年3月）
6. 茨城すまいづくり協議会

■用語の定義

耐震改修促進法（法）	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年 10 月 27 日 法律第 123 号）のこと。（最終改正 平成 26 年 6 月 平成 27 年 6 月 1 日施行）
基本方針	「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日 国交省告示第 184 号）のこと。（最終改正 平成 28 年 3 月）
県計画	「茨城県耐震改修促進計画」のこと。（平成 28 年 3 月改定）
旧耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築確認において適用された基準。
新耐震基準	昭和 53 年の宮城県沖地震を受けて、関係法令の改正が行われ、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準。 建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度 6 強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。（平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号）
特定建築物 特定建築物等	耐震改修促進法施行令に定められる特定既存耐震不適格建築物を指す。耐震化率を求めるため、特定建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築物を含めたものを「特定建築物等」とした。
耐震化率	すべての建築物のうち、耐震性がある建築物（新耐震基準によるもの、耐震診断を行っていないが推計値により耐震性があると推定したもの、耐震改修を実施したもの）の割合。 耐震化率 = $\frac{\text{新耐震基準の建築物} + \text{耐震診断を行っていないが推計値により耐震性があると推定した建築物} + \text{耐震改修済の建築物}}{\text{すべての建築物}}$
所管行政庁	耐震改修促進法第 2 条第 3 項に定められているもので、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。
特定行政庁	建築基準法第 2 条第 35 号に定められているもので、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。茨城県内では、茨城県及び水戸市、土浦市、古河市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、つくば市、高萩市が特定行政庁となっている。

第1章

はじめに

1. 計画策定の背景

(1) 背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、約25万棟の家屋が全半壊し、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等による圧迫死であったと言われています。

その後も新潟県中越地震(平成16年10月発生)、福岡県西方沖地震(平成17年3月発生)、新潟県中越沖地震(平成19年7月発生)など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっていました。

本市では、平成22年3月に「笠間市耐震改修促進計画(平成22年度～平成27年度)」を策定し、平成27年度末の耐震化目標を90%としましたが、現在も耐震性の不明な建築物が残されている状況です。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える津波・地震により、死者・行方不明者が約2万人、建築物の全壊が約13万戸、半壊が約26万戸となる甚大な被害をもたらしました。

被害の多くは津波によるものでしたが、内陸部においても地震による建築物被害があり「圧死・損壊死」の被害者数は700人以上にのぼるとされています。

東日本大震災を受けて検討された中央防災会議・防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月)において、「南海トラフ沿いの大規模地震等の災害が、最大クラスの規模で発生した場合に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することはほぼ確実である。」と示されたことから、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け等の措置を講ずる目的で、平成25年11月に耐震改修促進法の改正の施行が行われ、これを受け、茨城県では平成28年3月に県計画を改定しました。




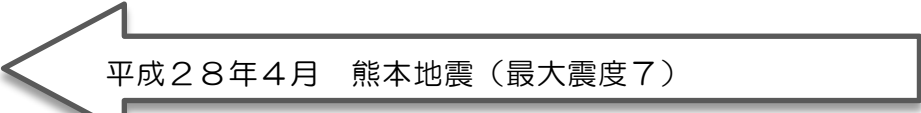
さらに、平成28年3月の国の基本方針の見直しによって、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することが目標として掲げられました。

このような中、平成28年4月には、熊本地震が発生し、多くの旧耐震基準の建築物が倒壊し、改めて建築物の耐震化が求められています。

このような背景を受け、本市においても、平成22年3月に策定した「笠間市耐震改修促進計画」を改定し、建築物の耐震化の新たな目標設定など、震災に強いまちづくりを推進するため、本計画を策定するものです。

第1章 はじめに

(2) 主な経過

昭和 56 年 6 月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
 <p>平成 7 年 1 月 阪神・淡路大震災（最大震度 7）</p>		
平成 7 年 10 月	耐震改修促進法制定	地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
 <p>平成 16 年 10 月 新潟県中越地震（最大震度 7）</p>		
平成 18 年 1 月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示（以下「基本方針」という）	基本方針：平成 27 年度の耐震化率の目標設定 （住宅：90% 多数の者が利用する建築物：90%） 国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定される。
平成 19 年 3 月	茨城県耐震改修促進計画策定	平成 27 年度の耐震化率の目標設定 （住宅：90% 多数の者が利用する建築物：90%）
平成 22 年 3 月	笠間市耐震改修促進計画策定	平成 27 年度の耐震化率の目標設定 （住宅：90% 多数の者が利用する建築物：90%）
 <p>平成 23 年 3 月 東日本大震災（最大震度 7）</p>		
平成 24 年 10 月	笠間市地域防災計画改定	
平成 25 年 10 月	「基本方針」の改正	平成 32 年までに住宅の耐震化率 95%の目標が明示される。
平成 25 年 11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組が強化される。
平成 27 年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	平成 32 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標が明示される。
平成 28 年 3 月	茨城県耐震改修促進計画改定	平成 32 年度の耐震化率の目標設定 （住宅：95% 多数の者が利用する建築物：95%）
平成 28 年 3 月	「基本方針」の改正	平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することが目標として掲げられる。
 <p>平成 28 年 4 月 熊本地震（最大震度 7）</p>		
平成 30 年 2 月	笠間市耐震改修促進計画策定	2021 年 3 月の耐震化率の目標設定 （住宅：95% 多数の者が利用する建築物：95%）

(3) 過去の地震の被害

平成7年1月17日 阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）

阪神・淡路大震災では、約25万棟の家屋が倒壊し、地震を直接の死因とする5,502人のうち、約9割の4,831人は、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。

阪神・淡路大震災建築震災調査委員会によると、新耐震基準の建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったと報告されています。

阪神・淡路大震災の死因別死者数

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502 (100%)

資料:警察白書(平成7年度版)

阪神・淡路大震災の建築物被害(新耐震基準導入前後比較)

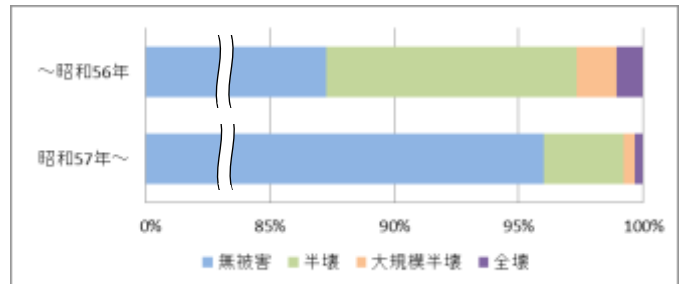


資料:阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書(平成7年)

平成16年10月23日 新潟県中越地震

新潟県中越地震では、強い揺れや地震に伴って発生した土砂災害などにより、約12万棟の住宅が損壊しました。国土交通省等の調査によると、住宅損壊の多くは土砂災害によるものでしたが、揺れによる被害では、旧耐震基準の建築物で多く発生していました。

新潟県中越地震における長岡市の建築年代別被災建築物棟数割合



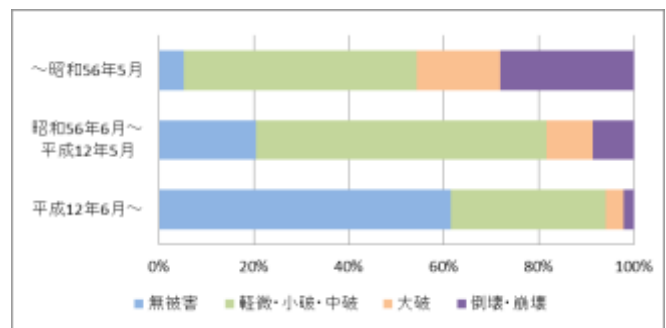
資料:長岡市耐震改修促進計画(平成20年3月)

平成28年4月14日、16日 熊本地震

熊本地震では、2回の震度7を含む、震度6弱以上を7回記録する(平成28年12月14日現在)など、熊本県から大分県に分布する布田川断層帯・日奈久断層帯の近傍で強い揺れが続き、多くの被害が発生しました。

熊本県益城町で、建築時期別の木造建築物の調査をした結果、倒壊・大破した建築物の多くは旧耐震基準のものでした。

熊本地震による益城町の木造の建築時期別の被害状況割合



資料:熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)

※ 建築時期は、建築基準法の耐震性に関する基準が改正された時期で区分されています。

2. 国の基本方針と県計画

(1) 国の基本方針

耐震改修の促進に関する基本的な事項として、住宅・建築物の耐震化促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題と意識して取り組むことが不可欠であること。また、国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、負担軽減のための制度構築などの施策を講じ、課題を解決していくべきであることが定められています。

耐震化の目標

区分	平成 32 年	平成 37 年まで
住宅	少なくとも 95%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
多数の者が利用する建築物	少なくとも 95%	—

(2) 県計画

計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度

建築物の耐震化の目標：95%以上（平成 32 年度末）

耐震化の目標まとめ（茨城県耐震改修促進計画，平成 28 年）

建築物の種類		全施設 (戸) 数	現状の耐震化率 (平成 27 年度末)	耐震化の目標 (平成 32 年度末)
住宅		1,076,100	81.8%	95%
民間の特定建築物等※1		4,988	82.9%	95%
市町村の特定建築物等		2,086	91.9%	95%
	学校等	1,201	93.6%	95%
	病院・診療所等	7	57.1%	85%
	社会福祉施設等	50	94.0%	95%
	賃貸共同住宅等	465	98.9%	100%
	事務所等	94	67.0%	95%
	その他	269	81.0%	95%
県有の対象建築物等※2		1,439	100%	—

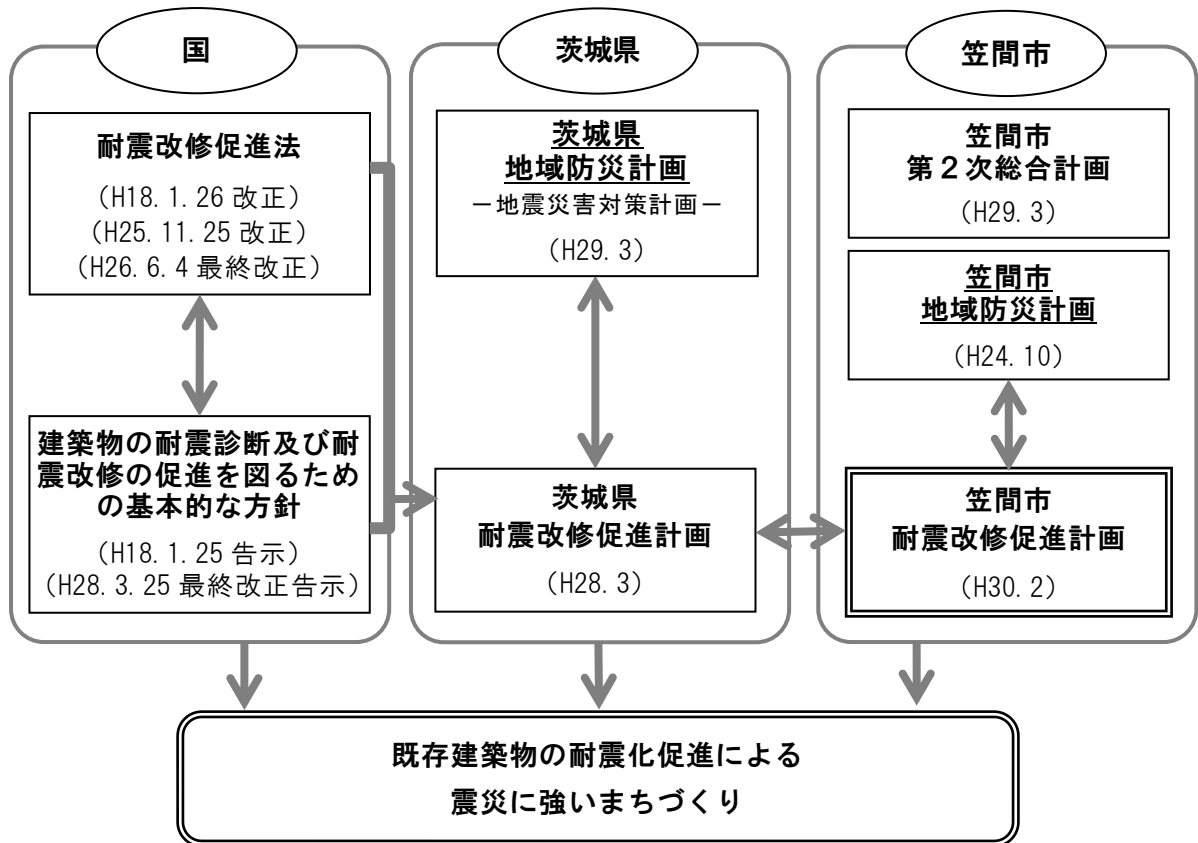
※1 民間の特定建築物等の数は、旧耐震基準に基づいて建てられた建築物数の実数に対して、国が示している新耐震基準の建築物数の比率を用いて全施設数を推計しています。

※2 県有の建築物については、耐震改修促進法施行令に定められる特定建築物に加え、防災拠点に位置づけられる施設と学校や社会福祉施設等の要援護者が集まる施設については、階数 2 以上又は 200 m²超のものを本計画の対象とします（除却、建替え、用途廃止予定の建築物等を除く）。これら本計画の対象とする県有建築物を、民間や市町村の特定建築物と区別するため、「対象建築物」とし、耐震化率を求めるため、同じ用途、規模の新耐震基準の県有施設を含めたものを「対象建築物等」と呼ぶこととします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、地震による建築物の倒壊等による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するため、主に笠間市が実施する既存建築物の耐震改修の促進に関する施策の基本的な方向性を示す計画として位置づけます。

計画の策定にあたっては、「基本方針」及び「県計画」に即するとともに、「笠間市総合計画」、「笠間市地域防災計画」等との整合を図ります。



4. 対象建築物

本計画の対象建築物は、耐震改修促進法に基づき、下表に掲げる建築物のうち、「新耐震基準」に適合しない建築物とします。

計画の対象とする建築物

対象建築物	摘 要	
住 宅	戸建住宅，長屋，共同住宅	
特定建築物	法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち，政令で定める規模以上のもの	
	(1)多数の者が利用する建築物（学校，体育館，病院等）	法第 14 条第 1 号
	(2)危険物（火薬類，石油類等）の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法第 14 条第 2 号
	(3)地震によって倒壊した場合において，その敷地に接する道路の通行を妨げ，多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	法第 14 条第 3 号
公共建築物	市有建築物	

(1) 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

多数の者が利用する建築物の要件は、以下のとおりです。

多数の者が利用する建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)
学校	小学校, 中学校, 中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 m ² 以上 屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ 1,500 m ² 以上 屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 1,000 m ² 以上	階数1以上かつ 2,000 m ² 以上
ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	階数3以上かつ 2,000 m ² 以上
病院, 診療所			
劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場			
集会場, 公会堂			
展示場			
卸売市場			階数3以上かつ 2,000 m ² 以上
百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル, 旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。), 寄宿舎, 下宿			
事務所			
老人ホーム, 老人短期入所施設, 福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 2,000 m ² 以上
老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園, 保育所		階数2以上かつ 500 m ² 以上	階数2以上かつ 750 m ² 以上
博物館, 美術館, 図書館		階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	階数3以上かつ 2,000 m ² 以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所, 税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			

第1章 はじめに

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件は、以下のとおりです。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

用途	規模要件	(参考)指示対象となる規模要件
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量(別表)以上の危険物を貯蔵, 処理する全ての建築物	500 m ² 以上

(別表) 政令で定める危険物の一覧（耐震改修促進法施行令第7条第2項）

	危険物の種類	数量
第1号	火薬	10 t
	爆薬	5 t
	工業雷管, 電気雷管, 信号雷管	50 万個
	銃用雷管	500 万個
	実包, 空包	5 万個
	信管, 火管, 電気導火線	5 万個
	導爆線, 導火線	500 km
	信号炎管及び信号火箭, 煙火	2 t
	その他の火薬を使用した火工品	10 t
	その他の爆薬を使用した火工品	5 t
第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	可燃性固体類 30 t
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類 20m ³
第5号	マッチ	300 マッチトン*
第6号	可燃性のガス（第7号及び第8号を除く）	2 万m ³
第7号	圧縮ガス	20 万m ³
第8号	液化ガス	2,000 t
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	劇物 200 t

※ 1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で7,200個、約120 kg。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）

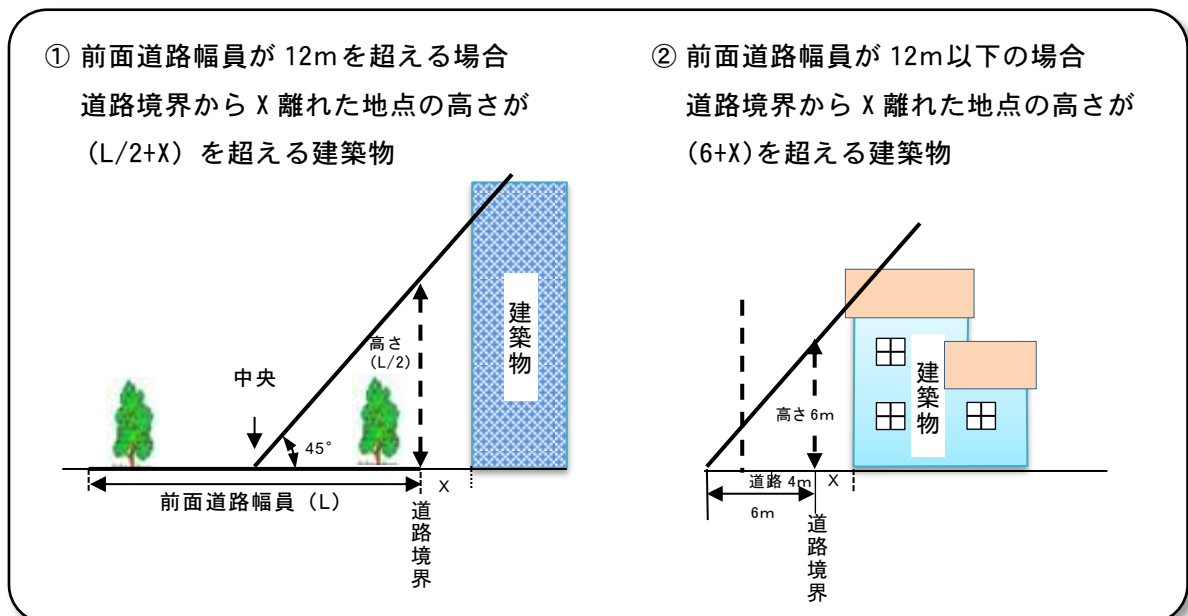
耐震改修促進法（第5条第3項第2号若しくは第3号，又は第6条3項）において，建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある道路を都道府県又は市町村の耐震改修促進計画に位置づけることができるとされています。

「県計画」では，地震発生時に通行を確保する道路として，茨城県地域防災計画で定められた「第一次及び第二次緊急輸送道路」を指定しています。

また，地震によって倒壊した場合に，指定した道路の通行を妨げ，円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物を「通行障害建築物」といいます。

市内を通過する「第一次及び第二次緊急輸送道路」は，巻末資料に掲載しました。

通行障害建築物



5. 計画期間

「基本方針」及び「県計画」の目標年度と整合させるため，2017年4月（平成29年度）～2021年3月（平成32年度）までとします。

また，今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じて，計画内容を検証し，必要に応じて見直すこととします。

第2章

建築物の耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模・被害

(1) 茨城県に被害をもたらした地震

茨城県南部を含む南関東の地域は、南方からフィリピン海プレートが北米プレートの下に沈み込み、これらのプレートの下に東方から太平洋プレートが沈み込む特徴的で複雑なプレート構造を成す領域に位置しています。このため、過去にもマグニチュード7～8クラスの様々なタイプの地震が発生しています。茨城県に被害の記録が残る地震を下表に示しました。

茨城県に被害をもたらした地震

日本暦(西暦)	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城の被害状況
弘仁 9.7.-(818)	関東諸国(相模湾)	7.9		山崩れ数里, 圧死者多数
延宝 5.10.9(1677)	関東磐城 (房総半島南東沖)	7.4		沿岸に津波, 水戸領内で溺死 36
明治 28.1.18(1895)	茨城県南東部	7.2		圧死 4, 負傷 34, 全壊家屋 37
大正 10.12.8(1921)	茨城県南部	7.0	4	墓石多数倒壊, 田畑, 道路亀裂
大正 12.9.1(1923)	相模湾 (関東大地震)	7.9	4	死者 5, 負傷者 40, 全壊家屋 517, 半壊家屋 681
昭和 5.6.1(1930)	茨城県北部沿岸	6.5	5	水戸外で小被害
昭和 6.9.21(1931)	埼玉県中部 (西埼玉地震)	6.9	5	負傷 1, 半壊家屋 1
昭和 8.3.3(1933)	三陸沖	8.1	5	
昭和 13.5.23(1938)	茨城県沖	7.0	5	県北部で小被害
昭和 13.9.22(1938)	茨城県沖	6.5	5	県内で僅少被害
昭和 13.11.5(1938)	福島県沖	7.5	5	県内で僅少被害, 鮎川で 104 cm の津波
昭和 62.12.17(1987)	千葉県東方沖	6.7	4	負傷 24, 家屋の一部破壊 1,252
平成 12.7.21(2000)	茨城県沖	6.4	5弱	屋根瓦の落下 2
平成 14.2.12(2002)	茨城県沖	5.7	5弱	負傷 1, 建物被害 12
平成 14.6.14(2002)	茨城県南部	4.9	4	負傷 1, 建物被害 8, 塀倒壊 5
平成 15.11.15(2003)	茨城県沖	5.8	4	負傷 1
平成 16.10.6(2004)	茨城県南部	5.7	5弱	被害なし
平成 17.2.16(2005)	茨城県南部	5.4	5弱	負傷 7
平成 17.4.11(2005)	千葉県北東部	6.1	5強	被害なし
平成 17.8.16(2005)	宮城県沖	7.2	5弱	被害なし
平成 17.10.19(2005)	茨城県沖	6.3	5弱	負傷 1
平成 20.5.8(2008)	茨城県沖	7.0	5弱	負傷 1
平成 20.7.5(2008)	茨城県沖	5.2	5弱	被害なし
平成 23.3.11(2011)	三陸沖 15:15 に茨城県沖で 最大余震	9.0	6強	【茨城県の被害】人的被害: 死者 24, 行方不明者 1, 重症 34, 住家被害: 全壊 2,629, 半壊 24,376, 一部損壊 187,717 床上浸水 1,799, 床下浸水 779 【笠間市の被害】住家被害: 全壊 17, 半壊 141, 一部損壊 7,373(平成 29 年 2 月現在)

資料: 「災害の記録(茨城の災害)」 「消防防災年報」 茨城県消防防災課 「茨城の気象百年」 水戸地方気象台
 ※ 震度はある場所における地震の揺れの強さ, マグニチュードは地震そのものの規模(大きさ)

(2) 茨城県に影響を及ぼす地震

中央防災会議では、東日本大震災を受け、首都直下で発生する地震について最新の知見を踏まえて検討を行いました。これらの地震のうち、茨城県に影響を及ぼす地震として、フィリピン海プレートと北米プレートの境界で発生する「茨城県南部地震（マグニチュード7.3）」が想定されています。

また、近年の地震の発生状況から、マグニチュード7程度の地震は、どこでも発生する可能性があると言われていています。このようなことから、地殻内一律（直下型の地震）にモーメントマグニチュード6.8の地震を想定し、その場所で発生し得る最大の震度を示した震度分布を示しました。

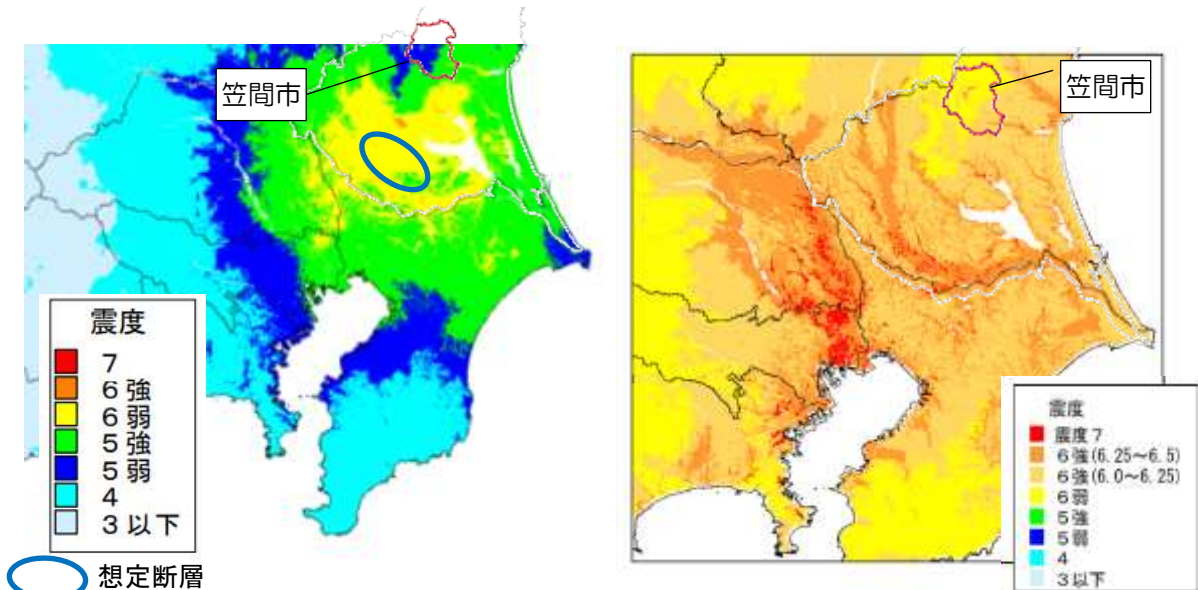
想定地震

想定地震	モーメント マグニチュード	笠間市で想定される 最大震度	発生確率等
茨城県南部地震	7.3	震度5強	南関東地域全域で、マグニチュード7クラスの地震が30年間で70%
地殻内一律	6.8	震度6強	

資料：首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（中央防災会議，平成25年3月）

※ モーメントマグニチュード：地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩盤の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードを、モーメントマグニチュード(Mw)と言います。一般にマグニチュードと呼ばれている気象庁マグニチュード(M)は地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対して有効です。ただし、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難です（気象庁ホームページ）。

震度分布図



左：茨城県南部地震（モーメントマグニチュード7.3）

右：地殻内に一律にモーメントマグニチュード6.8の震源を想定

資料：首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（中央防災会議，平成25年3月）

(3) 笠間市直下の地震による被害の想定

笠間市地域防災計画では、市役所付近を震源としてマグニチュード8規模の地震が発生した場合における被害想定を設定しています。

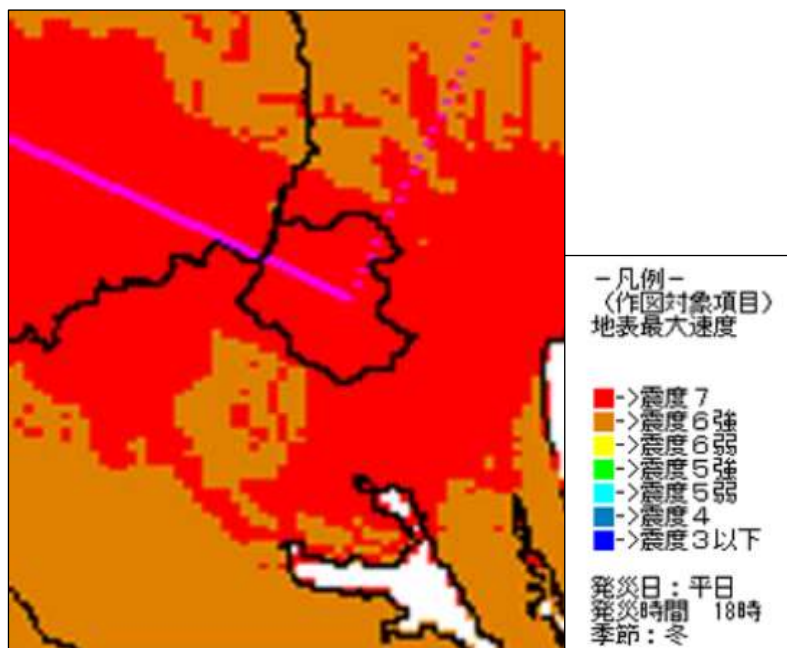
その結果をみると、笠間市全域で震度7となり、建物被害については、木造建物全壊数が12,599棟、非木造建物全壊数が485棟になり、建物全体の全壊数では13,084棟となりました。また、人的被害については、死者412人、負傷者11,000人に上ることが想定されました。

建物被害の想定結果

建物被害 (単位:棟)	木造建物全壊数			非木造建物全壊数			全建物 全壊数	
	昭和46年 以前	昭和56年 以前	昭和57年 以降	昭和56年 以前	昭和57年 以後			
笠間市	12,599	8,749	2,878	972	485	377	108	13,084
笠間地区	5,344	3,934	1,119	291	194	162	32	5,538
友部地区	3,967	2,336	1,156	475	170	119	51	4,137
岩間地区	3,288	2,479	603	206	121	96	25	3,409
茨城県	177,279	127,357	39,474	10,448	6,596	5,180	1,416	183,875

資料：笠間市地域防災計画

笠間市直下の地震による震度分布図



資料：笠間市地域防災計画

2. 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

平成28年度末(2017年3月)における耐震化の現状を推計すると、笠間市の住宅総数は、27,164戸で、うち「耐震性を満たす住宅」は21,589戸、「耐震性が不十分な住宅」は5,575戸となり、耐震化率は79.5%になります。

住宅の耐震化の現状 (2017年3月)

用途	構造	総数 (戸) A=a+d	旧耐震基準の住宅 (戸) a			新耐震基準の住宅 (戸) d	耐震性を満たす住宅 (戸) B=b+c+d	耐震化率 (%) B/A	
			耐震性 不十分 a-(b+c)	耐震性 有 b	耐震 改修済 c				
戸建 住宅	木造	22,403	7,207	5,369	999	839	15,196	17,034	76.0%
	非木造	611	149	115	19	15	462	496	81.2%
共同 住宅	木造	832	243	30	213	0	589	802	96.4%
	非木造	3,318	475	61	387	27	2,843	3,257	98.2%
合計		27,164	8,074	5,575	1,618	881	19,090	21,589	79.5%

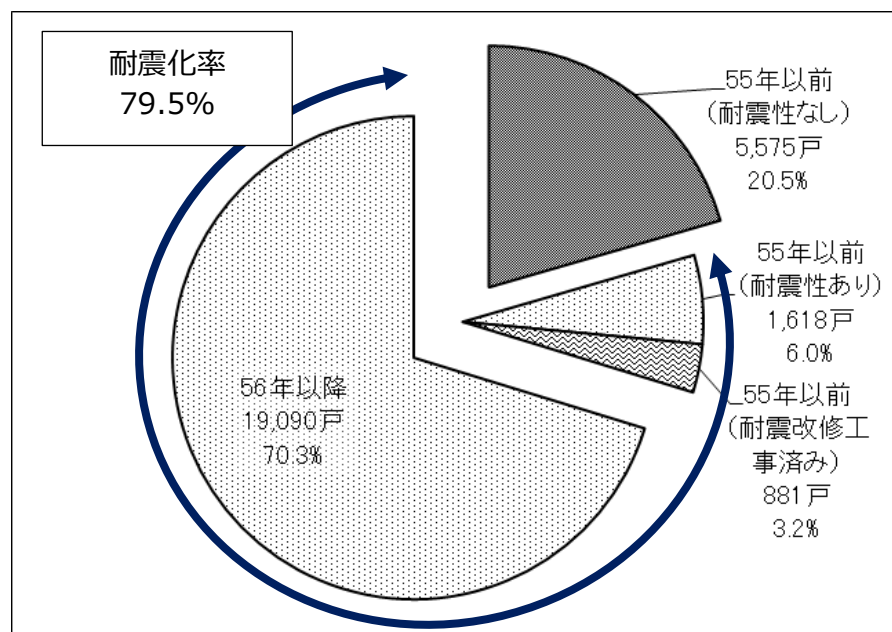
※ 住宅の戸数は、平成25年の住宅・土地統計調査(笠間市)をもとに推計しています。

「旧耐震基準」の住宅と「新耐震基準」の住宅の区分は、前計画と同様に、住宅・土地統計調査の統計区分(住宅の建築時期)に基づき、昭和55年以前を「旧耐震の住宅」、昭和56年以降を「新耐震基準の住宅」と呼んで区別しています。

※ 旧耐震基準の住宅のうち耐震性有りの割合(戸建て住宅12%、共同住宅76%)は、国および「県計画」の推計値を用いています。

※ 住宅の改修実績は、平成25年の住宅・土地統計調査より推計しています。

住宅の構成



第2章 建築物の耐震改修の実施に関する目標

(2) 特定建築物等の耐震化の現状

① 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

ア 民間建築物

笠間市の民間の特定建築物等の総数は79棟であり、うち「耐震性を満たす建築物」は67棟、「耐震性が不十分あるいは不明の建築物」は12棟であり、耐震化率は84.8%になります。

民間特定建築物等の耐震化の現状

用途	総数 (棟)	旧耐震基準 の建築物 (棟)		新耐震基準 の建築物 (棟)	耐震性を満 たす特定建 築物等(棟)	耐震化率 (%)
			耐震性 確認済			
学校（幼稚園）	4	1	1	3	4	100.0
病院・診療所	5	3	0	2	2	40.0
社会福祉施設	14	0	0	14	14	100.0
ホテル・旅館	11	1	0	10	10	90.9
店舗・百貨店	6	1	0	5	5	83.3
賃貸共同住宅	15	2	0	13	13	86.7
事務所	6	2	0	4	4	66.7
その他	18	3	0	15	15	83.3
合計	79	13	1	66	67	84.8

※ 旧耐震基準の建築物は、建築年不明の建築物を含みます。

イ 市有建築物

笠間市の市有の特定建築物等の総数は44棟であり、うち25棟が旧耐震基準の建築物であるが、全ての建築物で耐震診断あるいは耐震改修工事等により、耐震性の確認がされています。

市有特定建築物等の耐震化の現状

用途	総数 (棟)	旧耐震基準 の建築物 (棟)		新耐震基準 の建築物 (棟)	耐震性を満 たす特定建 築物等(棟)	耐震化率 (%)
			耐震性 確認済			
庁舎	3	0	0	3	3	100.0
学校	35	23	23	12	35	100.0
公民館等	3	1	1	2	3	100.0
賃貸共同住宅等	3	1	1	2	3	100.0
合計	44	25	25	19	44	100.0

※ 旧耐震基準の建築物は、建築年不明の建築物を含みます。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、9事業者、29棟あり、うち「耐震性が不十分あるいは不明の建築物」は2事業者、5棟となります。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物は、19棟あります。

なお、前回の調査以降、県の「緊急輸送道路」の見直しに伴い3路線が対象外になったこと、国道355号の路線変更、その他道路拡幅などが進んだことから、特定建築物数が大きく変わっています。

3. 耐震化の目標

「基本方針」では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年（2020年）までに少なくとも95%を目標にするとともに、平成37年（2025年）までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

また、平成28年3月に改定された「県計画」では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年度末（2021年3月）までに95%とする目標としています。

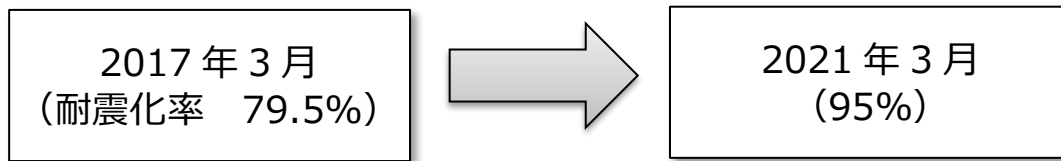
本市では、「基本方針」及び「県計画」の目標を踏まえ、次のとおり目標を定めます。

耐震化率の目標

区分	2021年3月
住宅	95%
多数の者が利用する建築物	95%

第2章 建築物の耐震改修の実施に関する目標

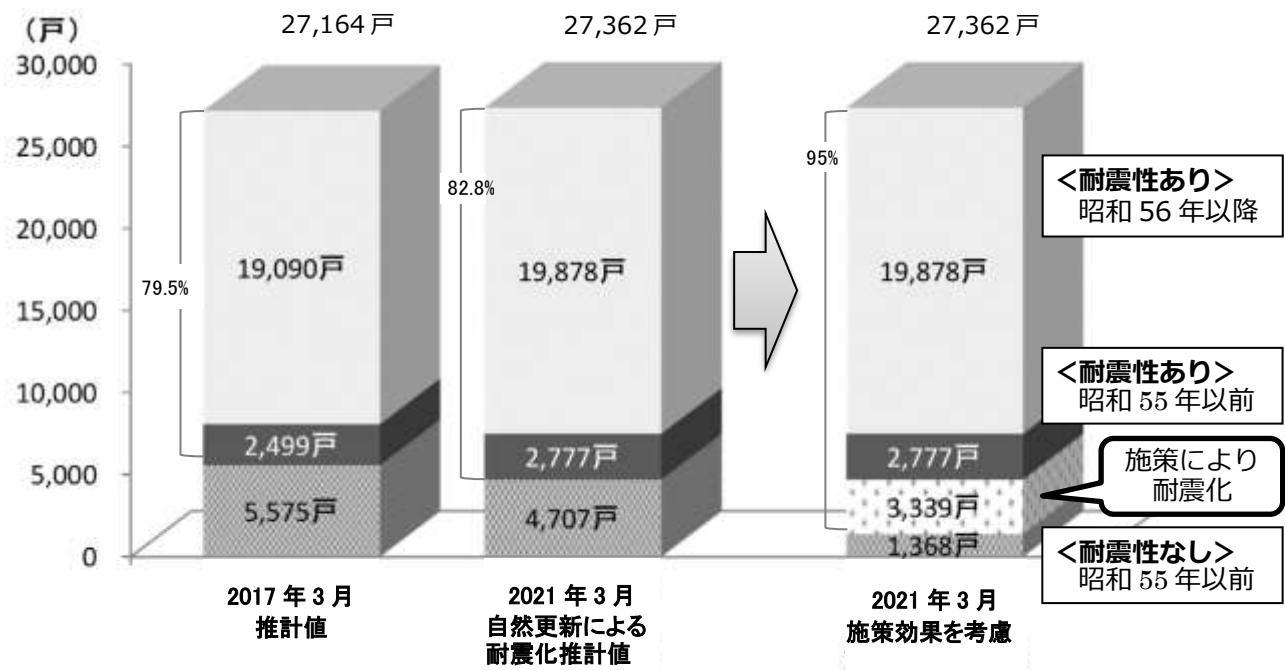
(1) 住宅における耐震化の目標



笠間市の計画年度の世帯数予想をもとに、2021年3月の住宅総数を推計し、自然更新による住宅の耐震化率を推定しました。

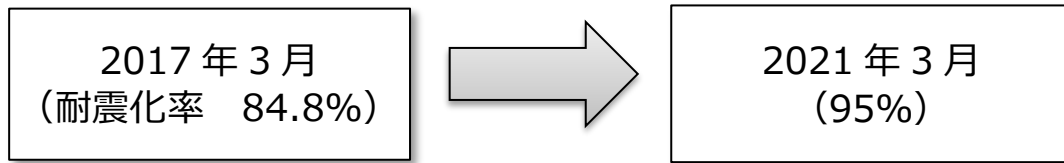
自然更新により予想される目標年度の耐震化の状況（2021年3月）

用途	構造	総数 (戸) a+d	旧耐震基準の住宅 (戸) a			新耐震基準の住宅 (戸) d	耐震性を満たす住宅 (戸) b+c+d	耐震化率 (%)
			耐震性 不十分 a-(b+c)	耐震性 有 b	耐震 改修済 c			
戸建 住宅	木造	22,566	6,637	4,547	999	1,091	15,929	79.9
	非木造	616	149	113	19	17	467	81.7
共同 住宅	木造	838	223	10	213	0	615	98.8
	非木造	3,342	475	37	387	51	2,867	98.9
合計		27,362	7,484	4,707	1,618	1,159	19,878	82.8



2021年3月時点における住宅戸数を推計すると、笠間市の住宅総数は、27,362戸であり、うち「耐震性を満たす住宅」は22,655戸、「耐震性が不十分な住宅」は4,707戸となり、耐震化率を95%とするためには、約3,300戸の耐震化等が必要となります。

(2) 多数の者が利用する建築物における耐震化の目標



多数の者が利用する建築物の耐震化については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止することを目的とし、国や県との整合を図り、2021年3月までに耐震化率を95%とすることを目標とします。

なお、市有の特定建築物等については、耐震改修工事の実施や耐震診断による耐震性の確認などを行った結果、2017年現在で耐震化率は100%となっています。

4. 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状と目標

市有建築物のうち、特定建築物等の要件には達しないものの、避難所として指定されるなど、防災上重要と考えられる建築物の総数は31棟あり、うち14棟が旧耐震基準の建築物です。このうち、小・中学校については耐震改修が進められ、耐震診断あるいは耐震改修工事等により、耐震性の確認がされています。

防災上重要な建築物（避難所）の耐震化の現状

用途	総数 (棟)	旧耐震基準 の建築物 (棟)		新耐震基準 の建築物 (棟)	耐震性を満 たす特定建 築物等(棟)	耐震化率 (%)
			耐震性 確認済			
小学校	19	9	9	10	19	100.0
中学校	7	3	3	4	7	100.0
公民館・体育館	5	2	1	3	4	80.0
合計	31	14	13	17	30	96.8

※ 旧耐震基準の建築物は、建築年不明の建築物を含みます。

※ 小・中学校には、旧小・中学校を含みます。

これらの建築物については、防災対策上重要であると考えられることから、2021年3月の耐震化率を100%とすることを目標とします。

1. 耐震改修促進の基本的な取組方針

笠間市では、建築物の耐震改修の目標達成に向け、所有者等が自らの安全・安心の確保、地域の防災性向上を意識して取り組むことを基本に、安心して耐震化が行える環境整備や耐震化に関する啓発及び知識の普及など、耐震診断及び耐震改修の実施を促進します。

(1) 関係主体の役割分担

耐震改修の促進にあたっては、次の事項を重視して進めることとします。

- ①建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保する
- ②国・県・市は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援を実施する

関係する各主体の役割を以下のとおりとします。

■市の役割

- ・住民に対し、建築物の耐震性確保の必要性について啓発
- ・市有建築物の耐震診断，耐震改修の計画的な実施
- ・耐震診断，耐震改修に係る助成措置の充実
- ・県と連携し，耐震改修促進に必要な施策の実施

■建築関係団体

- ・耐震診断，耐震改修の相談窓口設置
- ・耐震診断，耐震改修に係る講習会の開催等，建築技術者の技術向上及び当該講習会の受講者の活用促進

■建築物所有者

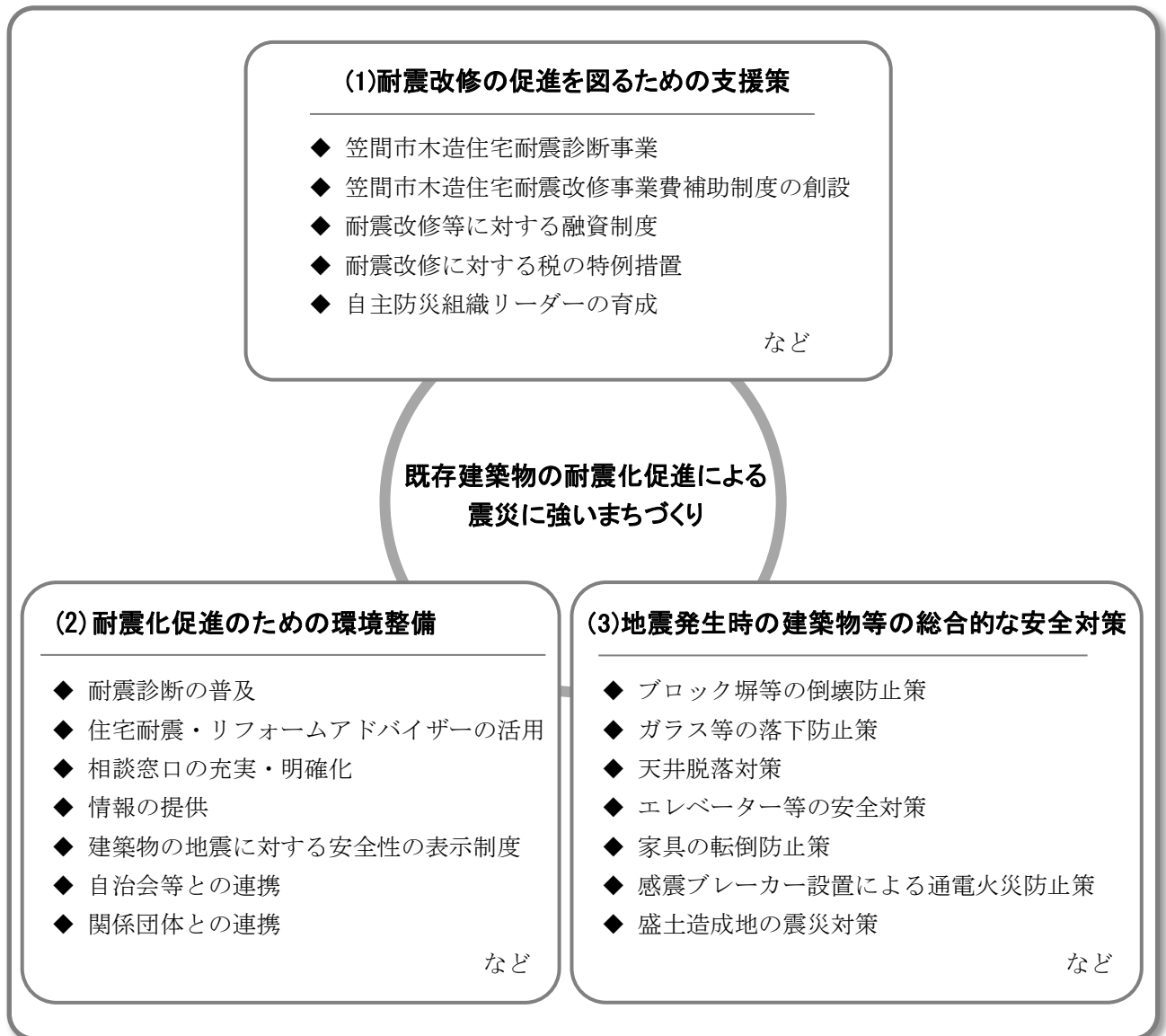
- ・建築物の耐震診断，耐震化を実施

※ 「耐震改修促進法」の改正により、住宅等の全ての既存耐震不適格建築物について、耐震化の努力義務が規定されました。(法第16条)

2. 具体的な施策

市及び県等が実施する施策は、次のように大別されます。

- (1) 耐震改修の促進を図るための支援策
- (2) 耐震化促進のための環境整備
- (3) 地震発生時の建築物等の総合的な安全対策



(1) 耐震改修の促進を図るための支援策

建築物の所有者が耐震診断、耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や融資、税制優遇等の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促進します。

また、耐震改修等の実施にあたって必要な人材の育成を行います。

◆ 笠間市木造住宅耐震診断事業

市は、市内に存在する旧耐震基準の木造住宅について、所有者から申し込みがあった場合は、耐震診断士を派遣し、耐震診断を行います。(個人負担 2,000 円)

《主な要件》

- ・戸建ての木造住宅
- ・旧耐震基準の建築物
- ・地上階数が2以下のもの
- ・延べ床面積が30平方メートル以上のもの

◆ 笠間市木造住宅耐震改修事業費補助制度の創設

耐震診断を行った旧耐震基準の木造住宅について、所有者が耐震改修事業を行う場合に、市が事業費の一部を補助する制度を創設します。対象となる事業は次のとおりです。

- ・耐震診断士による耐震改修計画の作成(補助率 2/3, 補助限度額 10万円)
- ・耐震改修計画に基づいた耐震改修工事(補助率 23/100, 補助限度額 30万円)

◆ 耐震改修等に対する融資制度(平成29年8月現在)

住宅の耐震改修工事または耐震補強を行う場合、住宅金融支援機構の融資が受けられます。

《主な要件》

耐震改修:「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」に基づく耐震改修工事

耐震補強:住宅金融支援機構の定める耐震性に関する基準等に適合するための工事

◆ 耐震改修に対する税の特例措置

○所得税の特例措置(工事完了期間:平成21年1月1日~平成31年6月30日)

旧耐震基準により建築された住宅を新耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合、当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額(上限:250万円)の10%がその年分の所得税から控除されます。

《主な要件》

- ・その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ・家屋が昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
- ・改修前の家屋が現行の耐震基準に適合しないものであること
- ・住宅耐震改修証明書等、必要書類を添付して確定申告が必要

○固定資産税の特例措置（工事完了期間：平成25年1月1日～平成30年3月31日）

一定の耐震改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（1/2）されます。

《主な要件》

- ・ 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
- ・ 耐震改修工事費用が50万円超（税込）であること
- ・ 平成30年3月31日までに工事を完了するもの
- ・ 住宅耐震改修証明書等、必要書類を添付して申告が必要

※ 適用期限が、延長になる場合もあります。

○中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合の特例措置について

平成26年度税制改正により、現行の耐震基準に適合しない中古住宅を取得した場合であっても、所要の手続きを行い、確定申告等の際に必要な書類を提出することにより、以下の特例措置の適用が可能となりました。

- ・ 住宅ローン減税
- ・ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置
- ・ 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置
- ・ 住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置

◆ 自主防災組織リーダーの育成（いばらき防災大学）

県では、自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材を育成するため、いばらき防災大学を開講し、住宅の耐震化を含む「防災」について総合的・体系的に学ぶ機会を提供しています。

(2) 耐震化促進のための環境整備

◆ 耐震診断の普及

木造住宅耐震診断士の診断が進むよう、市では普及促進に努めます。

◆ 住宅耐震・リフォームアドバイザーの活用

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要であり効果的です。

住宅リフォーム等を計画している住民が、安心して耐震改修を行えるよう、また、住宅の耐震化に関するトラブルに陥らないためのアドバイスなど、様々な相談に対応するため、県による「住宅耐震・リフォームアドバイザー」の紹介・周知を行います。

※ 住宅耐震・リフォームアドバイザー：

茨城県土木部都市局建築指導課あるいは茨城すまいづくり協議会のホームページ参照

第3章 建築物の耐震改修の促進を図るための施策

◆ 相談窓口の充実・明確化

市は、相談窓口を充実させ、建築物の所有者等が耐震改修等に関連する疑問や質問を気軽に問い合わせできるように、相談窓口を明確化します。

相談窓口では、耐震診断や改修に関する助成・融資制度や税制の特例、専門家の紹介、その他建築物の所有者等にとって有益な情報の提供を行い、耐震改修の促進に努めます。

◆ 情報の提供

県及び関係団体が発行するパンフレットやホームページ等を活用した情報提供等を行います。

また、市広報紙において、耐震診断、耐震改修についての記事を掲載するなどの情報提供を行います。

◆ 建築物の地震に対する安全性の表示制度

耐震改修促進法の改正（第22条）に伴い、建築物の所有者は、所管行政庁（県）から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができるようになりました。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。



耐震改修・診断マーク

◆ 自治会等との連携

自治会や防災訓練、防犯活動、高齢者クラブ等の活動において、県や建築士会等との連携のもと、耐震診断、耐震改修やその他防災に関わる知識についての啓発を行います。

◆ 関係団体との連携

茨城県、本市、その他市町村及び建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいきます。

(3) 地震発生時の建築物等の総合的な安全対策

建築物の防災性を高めるためには、建築物の耐震化のみならず、建築物内外の設備や装備等も含めた総合的な安全対策をとることが重要です。建築物の防災性を高めるために、次のような対策を実施し、地震発生時の災害の拡大を抑制します。

◆ **ブロック塀等の倒壊防止策**

地震発生時のブロック塀等の倒壊により、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路を塞いで避難や救援活動の障害になるなどの危険性が指摘されています。

このため、ブロック塀等の倒壊の危険性を住民や建築物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、ホームページ等による啓発活動を進めます。

◆ **ガラス等の落下防止策（屋外広告物を含む）**

地震発生時にオフィスビルの窓ガラスが飛散したり、外壁タイルの落下、屋外広告物の落下などの事故が発生しています。

ガラスや天井の落下の危険性について、住民や建築物の所有者に周知することが重要であるため、ホームページ等による啓発活動を進めます。

◆ **天井脱落対策**

平成23年の東日本大震災では、体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

既存建築物についても、県と連携して啓発活動を進めます。

◆ **エレベーター等の安全対策**

エレベーターには地震動を感知して運転を制御する装置が取り付けられていますが、過去の地震において、停止したエレベーターの安全確認作業が遅れた結果、多くの人が長時間エレベーター内に閉じ込められるという事故が報告されています。

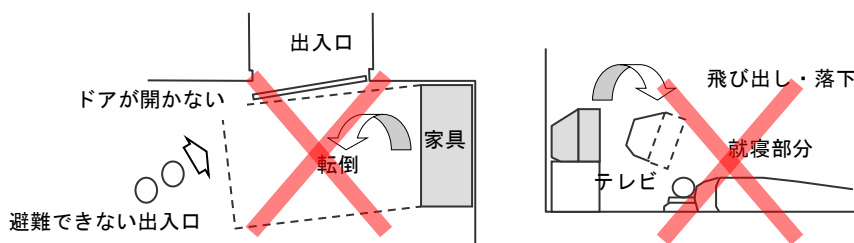
また、平成23年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

エレベーター等の安全対策について県と連携して啓発活動を進めます。

◆ **家具の転倒防止策**

近年の大地震では、地震による建築物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり、避難が遅れるなどの人的被害が多く見られます。

家具の転倒防止策の重要性についてホームページ等による周知を図ります。

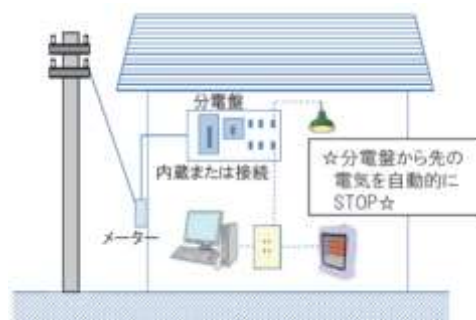


資料：地震などの災害に備えて（総務省 消防庁ホームページ）

◆ 感震ブレーカー設置による通電火災防止策

地震発生時の強い揺れによって転倒した電気器具による出火など、電気を起因とする火災の発生が指摘されています。

大震災時の電気火災を防ぐには、揺れを感知し自動的に電気を止める「感震ブレーカー」の設置が有効であり、ホームページ等による啓発活動を進めます。



資料：感震ブレーカーのしくみ
(内閣府資料（千葉県市川市））

◆ 盛土造成地の震災対策

昭和53年の宮城県沖地震や平成7年の阪神・淡路大震災等、これまでの地震で大規模な盛土造成地の崩落被害が多数発生しました。

市では、一定規模以上の盛土造成地の分布を確認し、「大規模盛土造成地マップ」を作成します。

3. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物耐震化

県では、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、茨城県地域防災計画で定められた「第一次及び第二次緊急輸送道路」を指定しており、これらの沿道建築物の耐震化を県と連携して進めます。

また、避難所や防災拠点施設等に通じる緊急輸送道路の幅員等を調査し、沿道住宅・建築物の耐震化の基礎資料として整備します。

第4章

耐震化を促進するための指導等

1. 耐震改修促進法による指導等

「県計画」において、所管行政庁は、法に基づく指導・助言等を行うとしており、本市でも、所管行政庁である県と連携し、耐震改修等の促進に努めます。

(1) 指導・助言の実施

県は、特定建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、耐震改修促進法第15条第1項に基づき、その所有者に対して、必要な指導・助言を行います。

■指導・助言の対象となる建築物

対象となる建築物は、耐震改修促進法における特定建築物の定義に基づくものとします。

指導・助言は、当該建築物の用途により、防災拠点としての機能や特定・不特定多数の人の利用の有無など地震災害発生時の被害拡大に対する影響を考慮した上で、重要度の高いものから優先的に実施します。

(2) 指示の実施

一定規模以上の特定建築物については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、耐震改修促進法第15条第2項に基づき、その所有者に対し必要な指示を行います。

■指示の対象となる建築物

対象となる建築物は、耐震改修促進法における特定建築物の定義に基づくものとし、重要度の高いものから優先的に指示を行います。

(3) 指示に従わない場合の公表

(2)の指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なくその指示に従わない場合は、耐震改修促進法第15条第3項に基づき、その旨を公表します。

(4) 指導・助言の実施から指示に従わない場合の公表に至る流れ

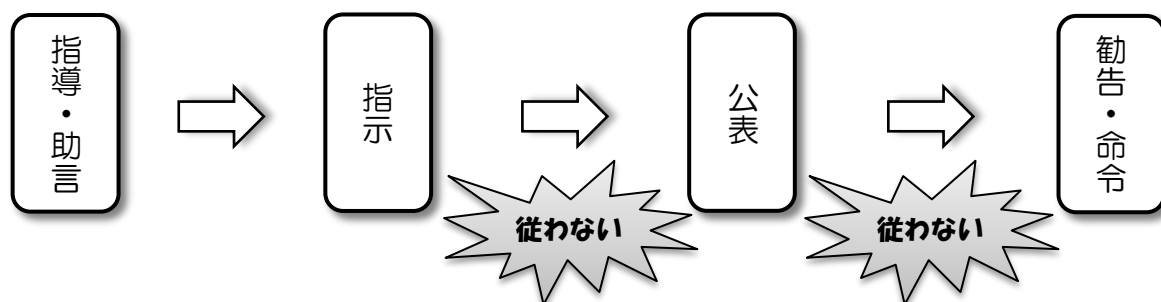
あらかじめ当該建築物の危険度の確認や立入り検査を行います。

2. 建築基準法による勧告又は命令等

県は、耐震改修促進法に基づく公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項に基づき、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令します。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項に基づき、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告を行い、また同条第2項に基づく命令を行います。

市は、特定行政庁である県と連携を図りながら、当該建築物の対応をしていきます。



参考資料

1. 笠間市緊急輸送道路一覧
2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）
3. 建築基準法（抜粋）
4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）
5. 茨城県耐震改修促進計画 概要版（平成 28 年 3 月）
6. 茨城すまいづくり協議会

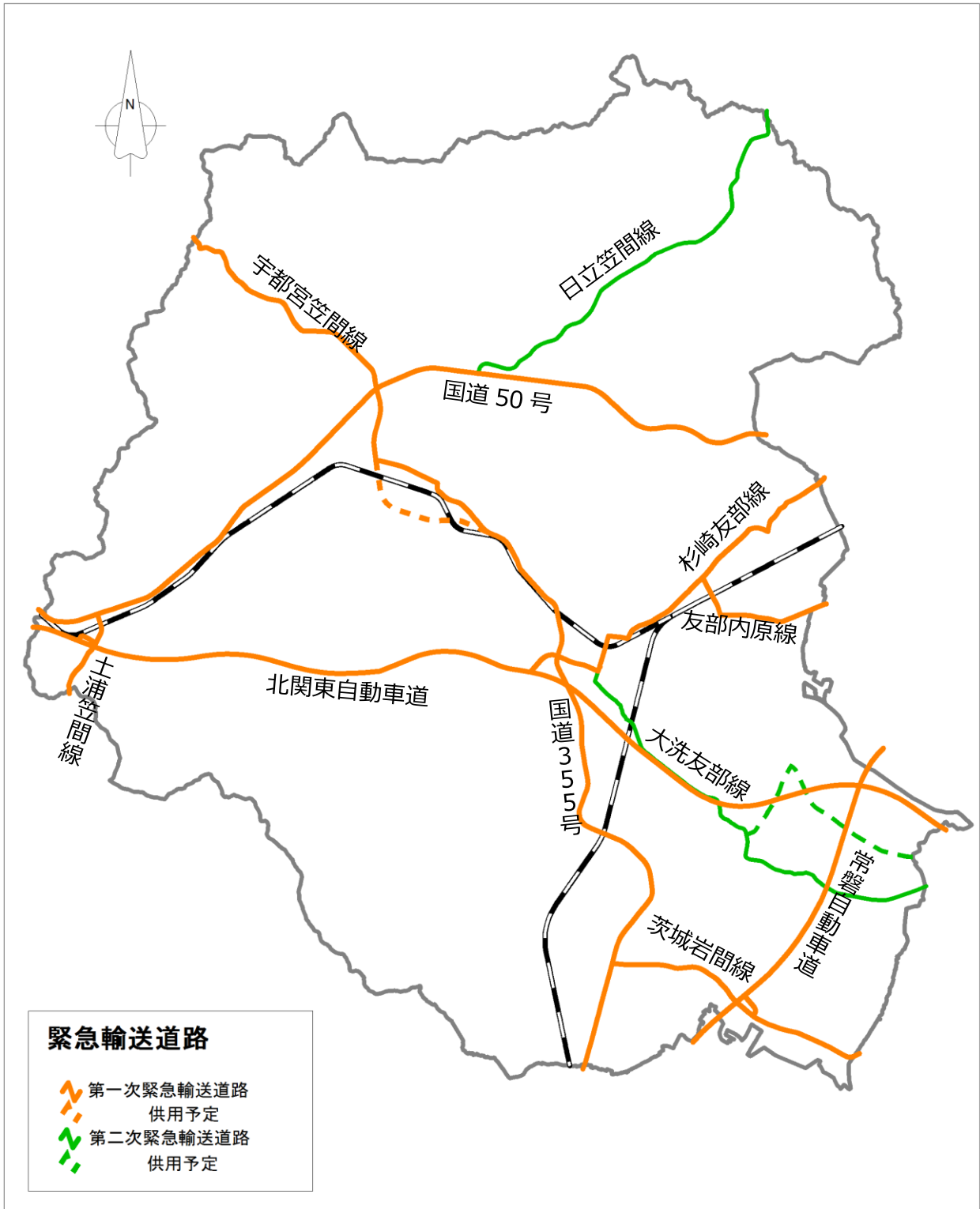
1. 笠間市緊急輸送道路一覽

第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名
(高速自動車国道)	
1400	常磐自動車道
1460	北関東自動車道
(一般国道)	
50	国道 50 号
355	国道 355 号
(主要地方道)	
1	宇都宮笠間線
16	大洗友部線
43	茨城岩間線
64	土浦笠間線
(一般県道)	
105	友部内原線
193	杉崎友部線

第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名
(一般国道)	
355	国道 355 号
(主要地方道)	
16	大洗友部線
61	日立笠間線



緊急輸送道路

2.建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

平成7年10月27日法律第123号
改正：平成26年6月4日法律第54号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

<略>

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適

格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

＜略＞

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

＜略＞

3.建築基準法（抜粋）

昭和 25 年 5 月 24 日法第 201 号
改正：平成 28 年 6 月 7 日法第 72 号

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

<略>

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

<略>

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

<略>

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(抜粋)

平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号
改正：平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成 17 年 9 月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成 26 年 3 月中央防災会議決定)において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。

また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成 27 年 3 月閣議決定)においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。

特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの

策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハマまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハマまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあつては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。

国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を95パーセントとするためには、平成25年から平成32年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約130万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約3倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約4万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約2倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方

公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第 2 号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第 4 号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第 28 条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第 5 号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第 6 条第 1 項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第 5 条第 7 項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが

考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実に見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

参考資料 4

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。

なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。

2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。

3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。

5.茨城県耐震改修促進計画 概要版（平成 28 年 3 月）

茨城県耐震改修促進計画
概要版

平成 28 年 3 月

茨城県

はじめに

1. 本計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づいて茨城県が策定する計画であり、大規模地震による人的被害及び経済的被害の削減を目的として建築物の耐震化を促進するため、茨城県、市町村、県民、民間事業者等の役割と取組方針等を定めるものです。

(2) 計画の対象期間

本計画の対象期間は、平成28年度から平成32年度までとします。

なお、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じ、定期的に計画内容を検証するとともに、適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

2. 茨城県の状況

茨城県では、平成4年に国の中央防災会議から示された「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」において、直下の地震の発生により著しい被害を生じるおそれのある（震度6相当以上）地域として県南西部30市町村（当時。市町村合併により平成18年度では19市町村が該当。）が指定されたため、この地域を中心に震災対策を進めてきました。その後、平成7年の阪神・淡路大震災を経て、平成10年には先の大綱が改定され（平成17年9月に廃止）、さらに平成17年7月に、中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会報告」において茨城県南部地域におけるマグニチュード7級の地震が発生した場合に著しい被害を生じるおそれ（震度6弱以上）のある地域として、南部の利根町からひたちなか市に及ぶ32市町村が挙げられています。

また、平成18年1月に改正耐震改修促進法が施行され、平成19年3月に「茨城県耐震改修促進計画」を作成し、建築物の耐震化を促進する計画でしたが、建築物の耐震化は順調には進まず、民間・公共建築物ともに耐震性の不足している建物が多く残されている状況がありました。

このようななか、平成23年3月11日の東日本大震災により、本県では最大震度6強を記録し、死者・行方不明者が25名、一部損壊を含めた家屋の被害は21万戸を超えるなど、県内広範囲の地域で甚大な被害を受けました。

一方、国では、東日本大震災を踏まえ、今後予想される南海トラフの巨大地震や首都直下地震における被害軽減を図るため、平成25年11月に耐震改修促進法の改正を施行し、耐震化促進のための規制強化を行っております。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

計画の概要

想定される地震

- 本計画の対象とする地震として、県南部を震源とするマグニチュード 7.3 クラスの地震(内閣府中央防災会議「首都直下地震対策専門委員会」の調査報告(平成17年7月)における「茨城県南部地震」)を想定します。
- 県内で観測される最大震度は、土浦市やつくば市などの32市町村で震度 6 弱以上と予測されています。
- 最も大きな地震が発生した場合の被害は、全壊する建物が約 3 万棟、死者数約 300 人、負傷者数約 8 千人などと予測されています。

建物耐震化の現状

- 県内に約 100 万戸存在する住宅の耐震化率は、平成 25 年土地統計調査を基にした平成 27 年における推計値で 81.8%となっています。
- 私立学校、病院、ホテル、店舗等の多くの人が集まる民間建築物(特定建築物等*)の耐震化率は、平成 27 年度末の推計値で 82.9%となっています。
- 公立学校、病院、公共住宅、庁舎、図書館、体育館等の公共建築物の耐震化率は、市町村建築物(特定建築物等)が 91.9%、県有建築物が 100%となっています。

目標の設定

- 平成 32 年度までの建築物の耐震化の目標を、国の基本方針に基づき、住宅、民間の特定建築物等、市町村有特定建築物等については 95%とします。

耐震化の目標のまとめ

建築物の種類	全施設 (戸)数	現状の耐震化率 (平成 27 年度末)	耐震化率の目標 (平成 32 年度末)
住宅	1,076,100	81.8%	95%
民間の特定建築物等**	4,988	82.9%	95%
市町村の特定建築物等	2,086	91.9%	95%
学校等	1,201	93.6%	95%
病院・診療所等	7	57.1%	85%
社会福祉施設等	50	94.0%	95%
賃貸共同住宅等	465	98.9%	100%
事務所等	94	67.0%	95%
その他	269	81.0%	95%
県有対象建築物	1,439	100%	-

* 特定建築物とは、耐震改修促進法施行令(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号、最終改正年月日:平成二十五年十月九日政令第二百九十四号)に定められる特定既存耐震不適格建築物を指します。耐震化率を求めるため、特定建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築物も含めたものを「特定建築物等」と呼ぶこととします。

** 民間の特定建築物等の数は、旧耐震基準に基づいて建てられた建築物数の実数に対して、国が示している新耐震基準の建築物数の比率を用いて全施設数を推計しています。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策について

計画の概要

基本的な取組方針

- 建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。
- 県及び市町村は、建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援や情報提供を行います。

具体的促進支援策

- 耐震化に対する助成を行います。
- 建築物(住宅)の耐震化にかかる人材育成のための事業を実施します。

安心して耐震改修を行えるような環境整備

- 木造住宅耐震診断補助事業を推進します。
- 耐震診断士のリストを公開しています。
- 相談窓口の設置・情報提供・環境づくり等により、建物の所有者を支援します。
- 建物所有者に対するセミナー等を開催します。
- パンフレットの作成・配布、ホームページ等を利用し情報を提供します。

建築物の総合的な安全対策

- ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井脱落対策、エレベーターの安全対策等について、耐震化を促進します。

地震時に通行を確保すべき道路

- 耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、「茨城県地域防災計画」で定められた「第一次及び第二次緊急輸送道路」を指定します。

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

- 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めます。

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について

計画の概要

- | | |
|---------------------------------|--|
| 相談への対応や情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の所有者が、耐震改修等に関連する疑問や質問を気軽に問い合わせできるように、県の出先事務所や市町村の建築関係部署において相談窓口を開設します。 ○ 県民が、地震の危険性や建物の耐震性について関心を持ち、自ら適切な判断を行えるように、正確な知識や情報の提供を行います。 |
| セミナー・講習会の開催やパンフレットの作成・配布 | <ul style="list-style-type: none"> ○ より多くの県民に、地震の危険性や建物の耐震性についての正確な知識や情報が提供できるよう、県民を対象としたセミナー等を開催します。 ○ 県の出先事務所、市町村の建築関係部署、防災関係のイベント場所等で配布するパンフレットを作成します。 |
| リフォームにあわせた耐震改修の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等が耐震改修の絶好の機会であることから、そのメリット等について建物所有者を啓発するための取組を進めます。 |
| 町内会等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であることから、町内会やNPO等と連携しながら、耐震化を進めます。 |

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等について

計画の概要

耐震改修促進法による指導等

- 県及び所管行政庁である市は、特定建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対して、必要な指導・助言を行います。
- 一定規模以上の特定建築物については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対し必要な指示を行います。
- さらに、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、耐震改修促進法に基づき、その旨を公表します。

建築基準法による指導等

- 公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合は、建築基準法に基づき、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います。
- また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法に基づき、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告や命令を行います。

第5章 その他の事項

1. 市町村が定める耐震改修促進計画について

茨城県内の所管行政庁の市においては、平成29年度中に市耐震改修促進計画を策定します。その他の市町村においても、市町村に対し、計画を策定するよう、県から助言等を行います。

市町村耐震改修促進計画においては、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成25年10月29日、国土交通省告示第1055号）や茨城県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、それぞれの市町村の状況を踏まえ、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成します。

2. 関係団体による協議会の設置等について

茨城県建築防災推進連絡協議会等の組織を通じ、市町村耐震改修促進計画の策定、耐震診断補助等に関する助言や支援を行います。

6.茨城すまいづくり協議会

<p>目的</p>	<p>協議会は、住宅の関係団体等が相互に連携を図り住宅及び住宅リフォームの推進に向けた事業を展開し、更に住宅・建築事業者の育成を図り、もって県民の安全・安心なすまいづくりに寄与することを目的とする。</p>
<p>事業内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県民の住宅及び住宅リフォームに資する事業 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅リフォームに関する広報・相談等 ○茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザーの活用等 ○住宅リフォーム事業者の登録・公表等 2. 住宅・建築事業者の育成を図る事業 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築事業者向けの講習会等の開催等 3. 住宅市場技術強化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅省エネ化施工技術者育成講習会の開催 ○地域型住宅グリーン化事業 採択グループの支援
<p>構成団体会員</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) (一財)茨城県建築センター (2) (一社)茨城県建築士事務所協会 (3) (一社)茨城県建築士会 (4) (一社)茨城県建設業協会 (5) (公社)茨城県宅地建物取引業協会 (6) 全建総連茨城県建築連合会 (7) 茨城県住宅協会 (8) 茨城県木材協同組合連合会 (9) 茨城県（茨城県消費生活センター・茨城県農林水産部林政課・茨城県土木部監理課・茨城県土木部都市局建築指導課・茨城県土木部都市局住宅課）